

特定事業所集中減算を適用しない「正当な理由」について

- ① 居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスでみた場合に 5 事業所未満である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- ③ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が 20 件以下である場合
- ④ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下である場合
- ⑤ 減算対象となる紹介率最高法人の事業所のうち、訪問介護の通院等乗降介助を行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内で 5 事業所未満であり、当該通院等乗降介助を位置付けた居宅サービス計画数を除外して再計算すると 80%以下となる場合
- ⑥ 困難事例を受け入れたために、集中したと認められる場合（困難事例を除外すると 80%以下となる場合）
※災害時や他事業所の廃止等やむを得ない事情により利用者が集中した場合
- ⑦ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合（下表参照）

次の要件を満たす事業所を除外して再計算した結果、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数が居宅サービス計画数の 80%以下であれば、減算なしとする。

サービス種類	要 件
訪問介護	「特定事業所加算」を算定している事業所
通所介護 地域密着型通所介護	次の①から⑤のいずれかを算定している事業所 ①サービス提供体制強化加算Ⅰ ②サービス提供体制強化加算Ⅱ ③サービス提供体制強化加算Ⅲ ④個別機能訓練加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算 ⑤事業所評価加算（一体的に事業を行っている通所型サービスにおいて）
福祉用具貸与	なし

- ⑧ 減算対象となる紹介率最高法人の事業所に位置づけた居宅サービス計画数のうち、離島居住者に係る居宅サービス計画数を除外して再計算すると 80%以下となる場合
※離島とは離島振興法第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」を指す。
（別添「介護保険制度における山口県の中山間地域」の「ア」欄参照）